

## 税制調査会（第19回総会）議事録

日 時：平成30年10月23日（火） 9時30分～11時44分

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

### ○中里会長

それでは、第19回税制調査会を開会いたします。

本日は、内閣府の田中副大臣、財務省の鈴木副大臣、総務省の鈴木副大臣に御出席いただいております。また、財務省の伊佐大臣政務官にも御出席いただいております。どうかよろしく願いいたします。

まず、田中内閣府副大臣から御挨拶を賜りたいと思います。

### ○田中内閣府副大臣

皆様、おはようございます。この度は、内閣府副大臣に再任されまして、そして茂木大臣のもとで経済財政を担当する運びとなりました田中良生です。どうぞよろしく願いいたします。

さて、5年半に及びますアベノミクスの成果により、我が国経済は今、確実に改善しつつある状況にあります。名目GDPも過去最大の553兆円に拡大しました。直近の有効求人倍率も1.63倍と、実に44年ぶりの高水準となっております。雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復が続くことが期待される状況にあります。

こうした中で、デフレ脱却、また経済再生を確実なものとし、特に来年は消費税率の引上げも控えております。国内外の経済状況も十分注視しながら、機動的な経済財政運営に万全を期してまいりたいと考えているところです。

また、今、新経済・財政再生計画を着実に推進することとしておりまして、年末に向けて歳出改革の方向性、また歳出の目安の明確化・具体化、新たな改革工程表の取りまとめなど、持続可能な社会保障制度に向けた重点課題を経済財政諮問会議の場において議論してまいる所存です。

言うまでもなく、税は国の根幹を成すものです。税制の重要性は申し上げるまでもありません。中里会長、神野会長代理を初め、各委員の方々には税制のあるべき姿につきまして、専門的・多角的な見地から充実した御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

### ○中里会長

田中内閣府副大臣、どうもありがとうございました。

続いて、鈴木財務副大臣、よろしく願いいたします。

### ○鈴木財務副大臣

税制調査会の委員の皆様、ただいま御紹介いただきました、この度、財務副大臣を拝命いたしました鈴木馨祐です。税制を担当するというところで、これからもこの税調

に出席をさせていただくことになっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この税制調査会は、基本的には中長期的な課題についてそれぞれの専門的な視野から御議論いただく場だと承知をしております。田中内閣府副大臣から先ほど発言ありましたが、アベノミクスをこの5年半進めていく中で、経済環境が好転をしてきている中での議論は大変重要であろうと思いますし、特に今、非常に変化の速い、グローバルな経済にもなっております。

その中で、従来 of 公平、中立、簡素ということに加えて、こうした経済体系の中で社会政策と経済政策のバランスをどのように適切に考えていくか、そういったことも非常に大事な課題であろうと思います。

そして、この秋においては、本日の議題でもある個人所得課税における老後に向けた資産形成に関する課題であったり、あるいは相続税、贈与税をめぐって世代間の移転においてどのようにして適切な体系を作っていくのか、そういった御議論をしていただきたく思っております。両方とも非常に大事な課題ですので、ぜひとも充実した御審議をお願い申し上げたいと思っております。

中里会長、神野会長代理を初め、委員の皆様におかれましては、ぜひとも充実した御審議を心からお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○中里会長

鈴木財務副大臣、どうもありがとうございます。

続きまして、鈴木総務副大臣、よろしく願いいたします。

#### ○鈴木総務副大臣

この度、総務副大臣を拝命いたしました鈴木淳司と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

中里会長、神野会長代理をはじめ、政府税制調査会の皆様には、地方税を含む様々な課題につきまして御指導を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

現在、政府税調におきましては、これまでの論点整理や中間報告を踏まえ、老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討など、多岐にわたる論点について精力的に御議論賜っていると承知しております。

本日の議題に限らず、政府税調におきましては地方税制にかかわる重要な論点について御議論賜っておりまして、委員の皆様におかれましては住民サービスの財源を適切に確保していく観点も含め、引き続き、専門的・多角的な知見を存分に発揮いただきまして、税制のあるべき姿につきまして積極的な御議論を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶といたします。ありがとうございます。

## ○中里会長

鈴木総務副大臣、どうもありがとうございました。

本日の議題に先立ちまして、一点報告がございます。前回の総会で設置されることとなりました納税実務に関する専門家会合については、資料総19-1のとおり設置されることになりましたので、これを御報告いたします。

なお、この専門家会合ですが、明日24日に第1回の会合を開催する運びとなっております。そこに参加の皆様には、ぜひよろしく願いいたします。

では、本日の議題について御説明します。本日は、法人課税と個人所得課税を議題といたします。

まず、法人課税については、前も少しアナウンスしましたが、連結納税制度を取り上げたいと思っております。連結納税制度に関しては、導入から15年余りが経過し、企業のグループ経営の多様化など、制度を取り巻く状況が変化しております。また、制度や計算が複雑で、納税者の事務負担が大きいとの指摘がございます。このため、制度を取り巻く現状について御説明を受けた後、委員の方々から御意見を頂戴することとしたいと思っております。

次に、個人所得課税につきましては、老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討に着手したいと思っております。

本日は、企業年金・個人型の確定拠出年金（iDeCo）等の年金税制、財形貯蓄・NISA等の金融税制の現状等について、事務方から御説明を頂戴した後、企業年金制度等の専門家でございます慶應義塾大学の森戸英幸教授からお話を伺った上で、委員の方々から御意見を頂戴することとしたいと思っております。

森戸教授は、用務のためこの後遅れて入室されることになっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日もペーパーレス会議とさせていただいておりますので、御理解と御協力をよろしく願いいたします。

それでは、ここでカメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（カメラ退室）

## ○中里会長

それでは、議題に入りたいと思っております。

まず、法人課税について、財務省から御説明をお願いしたいと思っております。吉沢主税局税制第三課長、よろしく願いいたします。

## ○吉沢主税局税制第三課長

資料総19-2を御覧ください。資料に基づきまして、連結納税制度の概要、連結納税制度を取り巻く状況、関連する税制の変化について御説明します。

資料の4ページ目、連結納税制度の概要です。連結納税制度は、持ち株関係を通じて密接な関係にある複数の法人のグループを一体として捉えまして、各メンバーの所

得を連結してグループ全体の所得を計算し、法人税を課す制度です。

適用対象としては、100%の持株関係が連結の要件とされておりまして、連結納税を行うか否かは、企業グループの選択に委ねられております。

申告・納付ですが、これは親会社が行うことになっておりまして、連結グループ内の各法人の所得金額に対して、様々な調整を行った上で連結税額を算出することになっております。

時価評価課税・欠損金切捨てですが、連結納税の開始または連結グループへの加入時には、原則として開始時の子法人及び加入法人の資産を時価評価し、開始・加入前に生じた子法人の欠損金は原則として切り捨てることになっておりますが、一方で、一定の子法人につきましては時価評価課税及び欠損金切捨ての対象外とされております。

このように、連結納税制度は所得と欠損の通算が可能というメリットがある一方で、欠損金の切捨て、時価評価損益の計上というデメリットもあるという制度です。

5 ページ、連結所得金額・連結税額の計算の概要です。連結法人税の課税標準は、連結事業年度の連結所得の金額でありまして、グループを一体として見る観点から、いくつかの益金及び損金の項目につきまして調整計算を行うことになっております。

具体的には、個別の法人ごとに減価償却・特別償却を勘案して、個別の益金及び損金の金額を算出します。次に、連結調整所得①とございますが、グループ内取引に係る損益の調整を行います。例えばグループ内の譲渡損益の繰延べなどを行います。その上で、連結所得調整②として、寄附金、交際費、受取配当の益金不算入などのグループ全体としての調整を行います。その次に、連結欠損金の繰越控除を行って連結所得金額を算出し、税率を適用することで調整前連結税額を算出します。

それで、調整前連結納税額を各連結法人に配分して、連結税額調整①として、それぞれに単体ベースで計算する税額控除、例えば中小企業投資促進税制などの税額控除の計算をします。さらに、連結税額を合算の上、連結税額調整②としまして、連結ベースで計算する税額調整、例えば所得税額控除、外国税額控除、研究開発に係る税額控除などがございますが、これを実施しまして連結法人税額を算出します。連結所得金額及び連結法人額につきましては、連結法人への個別帰属額を計算することになっております。

このように、グループを一体として見る観点から、連結納税グループ全体で計算すべき所得税額の調整、単体納税では行わない連結特有の調整を行うこととされておりますが、この点につきまして、例えば事後の修正の必要が生じた場合などに調整計算をやり直す必要が生ずるなど、事務負担が大きいといった御指摘もあるところです。

6 ページ、7 ページは、連結納税制度導入に当たっての政府税調における議論をまとめたものです。

当時の背景としましては、企業法制におきまして、例えば平成9年に純粋持ち株会

社が解禁される、それから企業会計におきまして、平成11年に連結財務諸表制度の抜本的見直しが行われるなど、企業集団の一体的経営のための制度整備が進められておりまして、こうしたことを受けまして、税制におきましても、平成12年度の税制改正に関する答申におきまして、企業の経営環境の変化に対応する観点、国際競争力の維持・向上に資する観点、あるいは企業の経営形態に対する税制の中立を図る観点から、連結納税制度の導入を目指し、鋭意検討を進めることが適当とされました。

その際に、下の方の下線部ですが、連結納税制度の類型として、米国などのような連結納税型と、イギリスなどの任意に選択できる損益振替型がありましたが、企業集団の経済的一体性に着目して制度を構築するという理念のもと、米国において導入されている本格的な連結納税制度を導入することが適当とされております。

その後、平成13年度の税制改正の答申におきましては、法人課税小委員会において具体的な検討を進めていくこととされておりました。平成13年10月に法人課税小委員会で基本的考え方が取りまとめられております。そこでは、連結納税制度は企業グループの一体性に着目し、企業グループをあたかも一つの法人であるかのように捉えて法人税を課す仕組みであること、一体性を持って経営され、実質的に一つの法人とみることができる実態を持つ企業グループについては、個々の法人を納税単位として課税するよりも、グループ全体を一つの納税単位として課税する方が、実態に即した適正な課税が実現されるといったことが述べられております。

8 ページ、連結納税制度に関係する主な改正の経緯です。導入当初には、厳しい財政事情も考慮して2%の連結付加税が課されておりましたが、16年度改正において廃止されました。その後、18年、19年と御覧の改正が行われ、平成22年にはグループ法人税制の創設に合わせまして、連結子法人の連結開始前欠損金の持込み制限の緩和などの改正が行われております。29年度には、御覧のような要件の緩和の改正が行われております。

9 ページ、連結納税制度の適用状況です。上段のグラフを御覧いただきますと、連結法人につきましては、平成22年度の税制改正により連結子法人の欠損金の持込み制限が緩和されたことに伴いまして、適用法人数が増加しております。平成28年事務年度末には、親・子法人合計で1万4,456社が連結法人となっております。

なお、参考に記載しているとおり、上場企業等の親法人約3,000社のうち、連結納税を適用している法人数は約600社ということになっておりまして、二割程度という水準です。

続きまして、連結納税制度を取り巻く状況です。11ページを御覧いただきたいと思います。企業グループ経営の現状ということとして、左のグラフを御覧いただきますと、自ら事業を行っている、いわゆる事業持株会社を含めまして、2000年以降、持株会社の数は一貫して増加していることが見てとれるかと思えます。

また、右のグラフを御覧いただきますと、連結単体倍率は、売上、利益、資産のい

ずれで見ても増加傾向にありまして、企業グループに占める子会社の重要性が増していることがみてとれるかと思えます。これらのことから、企業経営におきます子会社の比重は増しておりまして、グループ経営は一層進展しつつあるということが言えるのではないかと思います。

12ページ、左側にイメージとしまして集権的な意思決定、右に分権的な意思決定とを示しておりますが、多くの企業グループにおきましては、グループの全体設計に関しまして、子会社へ権限を委譲することと、親会社が強い権限を持つことの双方を重視しておりまして、そのバランスが課題になっていることかと思えます。

経済産業省におきまして企業の実態を調査していただきましたところ、意思決定事項に応じて親会社の関与の程度は異なっておりまして、親会社による関与が深く、集権的に意思決定が行われる事項と、子会社に権限が委譲され、分権的に意思決定が行われる事項があるということです。

その状況をお示ししておりますのが13ページのアンケート結果です。左側のアンケートは、企業グループの全体設計に関して、重視している事項に関するものです。例えば一番目の項目を御覧いただきますと、子会社に権限を委譲し、分権化を図る。それから、五番目、迅速な意思決定を可能とすることを重視している一方で、例えば二番目、子会社の経営について親会社が責任を果たすこと、四番目の親会社や本部に情報を集約化して判断を行うことで全体最適を実現することも重視されておりまして、多くの企業グループにおきまして、子会社への権限委譲と親会社への情報集約等の双方を重視しておりまして、そのバランスが課題になっていることが見てとれるのではないかと思います。

右のアンケート結果が、子会社の意思決定事項について親会社の関与状況に関するものです。上の方にあります子会社の大きな方針決定、例えば社長の決定とか事業提携やM&Aの決定など、グループ全体の方針、設計に係る事項は親会社の関与が強い一方で、購入調達先とか事業運営に係る事項は子会社が自ら判断しておりまして、例えば財務に関する意思決定も、どちらかといえば下の方の 카테고리に入るのではないかと考えられます。

これらの回答を見てみますと、必ずしも子会社の全ての情報や意思決定が親会社に集約されているわけではないということがみてとれるのではないかと思います。

続きまして、14ページを御覧いただきますと、このような経営の現状を受けまして、連結納税制度の事務負担について声を聞いたものです。導入時には、各社ごとに異なっている経理・申告をグループで統一するのは大変、あるいは導入初期の負荷が大きいといった御意見がありました。

一方で、申告につきましては、上の二つにありますが、新規に加入した子会社で間違いが多く、申告書作成の事務負担が大きい、あるいは税務上の処理の基となる事実関係を子会社に確認することが手間といった御意見がある一方で、導入から時間が経

っている企業は、慣れてきているため、大きな事務負担があるわけではないといった御意見もございました。

税務調査につきましては、過去の申告の修正等の事務が大変、あるいは一社で数字が動く则他の会社にも影響するので、負担が大きいといった御意見がございました。

未導入企業からの声としては、連結納税のための膨大な事務を現状の体制で行うことは困難、あるいは決算時の事務負担増から期限を守れなくなるのではないかとといった懸念が寄せられております。

続きまして、連結納税制度に関連する税制の変化でありまして、16ページを御覧いただければと思ひますが、平成22年度税制改正におきましてグループ法人税制が導入されており、その概要です。

適用対象としては、完全支配関係にある法人でありまして、こちらの方は強制適用です。

具体的措置ですが、100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引の損益を繰り延べるといったものです。

グループ法人税制が導入されたことにより、連結納税制度を選択していない100%グループ法人でも、個別申告において資産の譲渡などに係る調整計算が適用されることとなりました。

連携納税制度は、グループ法人税制に包含されるものですが、それを補完して、納税者の選択により損益通算までを含めて、グループの一体性をさらに強く課税関係に反映するための制度と位置づけることができるのではないかと思ひます。

17ページに、連結納税制度とグループ法人税制の比較をした表がござひますが、対象範囲、申告方法につきましては、両制度とも対象範囲は100%の完全支配関係にある法人である必要があります。ただし、連結納税制度は選択適用であるのに対して、グループ法人税制は強制適用となります。

申告方法は、連結納税はグループを一つの課税単位として申告するのに対しまして、グループ法人税制は各法人がそれぞれ申告する。

両制度の効果ですが、共通するものとしては、グループ内法人間での資産の譲渡、寄附や配当等の一定の取引につきまして、課税の繰延べや益金不算入、損金不算入とするような効果がござひます。

異なる効果としては、租税特別措置の適用につきましては、連結納税は一部の租特、例えば研究開発税制や所得拡大促進税制といったものにつきましては、グループ全体で適用の可否や限度額を判断するのに対して、グループ法人税制では各法人ごとに所得の適用の可否や限度額を判断します。

損益通算や繰越欠損金の利用につきましては、連結納税制度では可能であります、グループ法人税制では不可能であることになっております。

18ページは、組織再編税制の概要です。組織再編税制と申しますのは、資産が移転

する際の譲渡損益には課税をするのが原則ですが、組織再編により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がないと認められる場合には、譲渡損益に対する課税を繰り延べる考え方です。

枠囲いのところに示しておりますが、連結納税制度は平成13年度改正で導入された組織再編税制を前提としておりましたが、その後、新会社法の制定といった企業法制が見直されるなど、企業の組織形態に関する環境が変化してきておりました。それに伴い、組織再編税政において対象とする組織再編の範囲や適格要件の見直しなどが続けられております。

19ページ、組織再編税制の大きな分類ですが、大きく分けて、一番左側の企業グループ内の組織再編成、真ん中の企業グループ外の法人との共同事業を行うための組織再編成、それに加えて、一番右側、これは29年度改正で追加されたものでございますが、独立して事業を行うための分割・株式分配、いわゆるスピノフといったような類型がございまして、それぞれ下に掲げてあるような適格要件がございまして。

最後に20ページ、組織再編税制の主な改正をまとめたものです。組織再編税制は13年度改正で導入されて、その後、18年、19年と企業法制の整備に伴う税制の整備、20年にはグループ法人税制の導入に合わせた改正、25年度には適正化の措置といったようなことが行われてきておりました。29年度、30年度にも御覧いただきますような改正が行われております。

以上、御紹介してきましたとおり、連結納税制度は導入から約15年が経過しております。その間に企業グループの経営に係る環境も変化してきております。連結納税制度導入当時には、政府税調における議論でも、米国のように企業グループの意思決定や会計情報が親法人に集約化されることを念頭に制度設計が行われておりますが、先ほどのアンケート調査でもありますが、その後の企業経営の進展の状況を見ますと、必ずしも全ての情報が親法人に集約されているわけでもないといった状況も見受けられます。

また、経済社会の変化に応じまして、グループ法人税制の導入とか組織再編税制の改正など、連結納税制度に関連する制度の改正も行われてきておりました。そうした中で連結納税制度について、資料にございましたが、事務負担が重いといったような声も寄せられておりました。企業経営の実態を踏まえた制度の簡素化とか、関連する制度との関係での課税の中立性、公平性といった点が課題になっているのではないかと思います。

私からの説明は以上です。

## ○中里会長

吉沢主税局税制第三課長、ありがとうございます。

専門技術的な内容も含めて、連結納税制度の見直しに向けた御説明がございましたが、委員の皆様からは、現行制度に関する御所見等、幅広い観点から御意見、御質問



をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、神津特別委員。

#### ○神津（信）特別委員

詳細な御説明をありがとうございます。連結納税制度については、例えばある一部門を独立・分社化したような場合、独立の前後で大きな差異があっては困りますし、実態的には100%子会社であれば一つであるべきであります。このため、連結納税制度の基本的な枠組みは絶対に維持するべきだと考えております。

また、実務的な問題としては、御説明の資料にもあるように、ある子会社で税務調査があり、そこで修正が発生したような場合は、一つの単体の子会社だけではなく、親会社を含めたグループ全体に納税額が生じるので、非常に労力とコストがかかります。修正申告の場合も、当初申告と同じような再計算をしなければなりません。更正の場合にも、6カ月間ぐらいその決定にかかると聞いています。スピーディーな解決策が望まれるのではないかと思う次第です。

この税調での議論を契機として、原則的には、例えば繰越欠損金の利用範囲の制限がさらに強化されるということではなく、現在と同じような形で繰越欠損金等も使用されるというようなことの細かい配分を含めて、抜本的な改正が必要ではないかと思料いたします。

以上です。

#### ○中里会長

実態を踏まえた貴重な御意見をありがとうございました。

次に、理論的な観点から佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

まず、実態をもう少し知りたいと思うのです。つまり、一見、連結納税制度は非常に便利な制度ですよ。確かに、組織再編税制とかグループ税制がありますが、こちらは損金の問題があります。損金の通算ができるのは大きなメリットだと思うのです。それが、例えば全ての連結法人が必要とする制度ではないかもしれないが、さもないければ、おそらく連結納税を行っていいはずの企業のどれくらいが実は行っていないのかということなのです。

先ほど、13ページの経済産業省のアンケート調査のような形で、実際、経営の実務において必ずしも親会社は子会社を完全支配しているわけではないという話があったと思うのですが、ではどのような経営状況の企業が今のところ連結納税を選択していて、どのようなタイプの親会社というか事業体が実際選んでいないのか、そのあたりを少し。計算が面倒とか、新しいシステムを入れるのが大変だという、エピソードベースでは分かるのですが、もう少し網羅的に。対象法人の数も限られていますので、実態がどうなのかということについて調べておかないと、本当のボトルネックがよく分からないということにもなるのかなと思います。

個人的には13ページにある経営のアンケート調査と、連結納税の選択の有無とか、このあたりをうまくつなげられれば、もう少し全体像が見える気はするのです。一般論ですが、まずは実態ベースという気がします。

簡素化というときにおそらく二つあって、一つは税務執行面での簡素化。様々な必要書類をできるだけ少なくするとか、計算を間違えたときには他の会社にも影響しないようにするとか、これは執行面での簡素化ですが、もう一つ制度面での簡素化もあり得るのかもしれない。

5ページを見ていると、これは分かったような、分からないような話だったのですが、連結しては配分し、連結しては配分しというのを繰り返しているのです。なぜと言われたら、寄附金とか交際費は上限があるし、もちろん繰越欠損金にも上限があるわけですし、例えば中小企業の、この場合は租税特別措置法の適用について必ずしもみんな同じ条件ではないということになりますので、もちろん寄附金税制も交際費も連結納税を念頭に置いて作ったものではないのですが、租税特別措置法もそうなのですが、こういった法人税の周辺部分にある制度が連結納税を面倒にしているのであれば、その制度自体についても見直していく。税制の簡素化は、執行面の簡素化があってしかり、もう一つは制度の簡素化というのも進めていいのかなという気はします。

言うのを忘れる前に。今回の税調の全体のテーマは、前回の納税環境の整備も含めてですが、いかに税を簡素化するか。それは執行面、制度面、両面において簡素化するか。おそらくこれは今回共通のテーマではないかと思いました。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、土居委員、お願いします。

#### ○土居委員

連結納税が適用できそうな企業グループで連結納税を適用していないというのは、お二人の御意見にもありましたように、おそらく簡素ではない仕組みのせいもあるとは思いますが。

ただ、もう一つ踏まえなければいけないと思うのは企業会計の方で、連結決算を企業会計で行って、その上でさらに連結納税まで適用するかどうかという企業グループ内の判断もおそらくあると思います。

確かに、連結納税は複雑だとか、立ち上げて採用すると判断してから納税するまでの最初のサイクルは大変だという御意見は、確かにそのとおりだと思うのですが、それ以前の問題として、企業会計の連結決算で、そうは言っても、この5ページほど複雑かどうかは別としても、親会社、子会社両者の財務状況を把握した上で連結決算をしなければいけないということは、税務以前の問題として、その企業グループ内のある種の煩雑な作業が必要になっていて、その上さらに連結納税をするところで、ま

たもう一段、企業会計と税務会計との間の様々な益金、損金の定義の違いなどで煩雑になるところがある。いわゆる税会一致なのか、税会分離なのかという話が入ってきているのだらうと思います。

税会一致である方が制度は簡素になるとは思いますが、課税上の根拠を考えると、税会一致でいいかということ、企業会計は御承知のように国際的な潮流にも影響を受けますから、連結納税も企業会計の国際的な潮流で変化したら税務も合わせて変化しなければいけないと言われると、それはそれとして、税務は税務として課税根拠があるわけだから、税務会計としては必ずしも企業会計と一致していなければいけない必然性はない。そうすると、ある一定の税会分離という話が出ざるを得ないが、税会分離が過ぎると、今度は企業側が決算は決算で出さなければいけないし、納税するときは納税するときで数字を出さなければいけないという煩雑さが伴ってしまうということなので、この税会一致か税会分離かのバランスをうまくとっていかないと、簡素といってもそれぞれの都合があるので、バランスをいかに取っていくかということが一つ重要なポイントになってくるとは思います。

もう一つは、企業グループが、先ほど事務局からの説明にありましたように、様々な思惑で親会社、子会社を作っていることがありますから、先ほど説明があったように、親会社に情報が集約されていて親会社から納税されることを想定した連結納税制度と、実態としては必ずしもそうではないという企業経営の実態と、どのように整合性を持たせるかも一つ重要なことになってくる。場合によっては、財務上の情報を集約している子会社から納税する手続き上の便宜を図ることもあってもいいかもしれない。連結している対象の中のどこかから納税をしてもらう形、ないしは書類を提出してもらう形をとるというのも一つの方策かなと思います。

佐藤委員も先ほど触れられましたが、5ページにあるように、控除の適用がどこでどのように使われるかということが複雑だから制度が複雑になっていることは、私もそのとおりだと思います。ただ、今般の第二次安倍内閣以降の法人税改革によって、控除の適用はいわゆる課税ベースの拡大という方策のもとに、それ以前と比べて少し変容したことは、今後の連結納税制度を考える上で肝に銘じておく必要があると思います。

例えば、欠損金の繰越控除が大企業では制約されることになった。そうすると、資本金1億円超の企業は他の1億円以下の子会社と連結することによって、損益通算とか繰越控除の範囲を拡大させることができるメリットを、連結納税制度を適用することによって得ることができる。連結しないと、繰越控除の制限をそのまま受け入れなければならないというところがありますから、今般の法人税改革の結果として、連結納税制度の企業の採用動向がどうなるのかということも少し観察する必要があるのかなと思います。

以上です。

## ○中里会長

野坂委員、お願いいたします。

## ○野坂委員

事務局の説明、ありがとうございました。いくつか他の委員の方々の発言と重なるところがあると思いますが、発言します。

連結納税制度ができて15年ということで、アメリカを一つのモデルにしながら日本で作ったということですが、実際、15年を振り返れば、説明にありましたように、企業グループの一体的な経営とか、あるいは合併その他、企業の再編に大変効果をもたらしたということは言えると思います。

一方で、説明にありました資料9ページに、連結法人数の推移でいえば着実に伸びている一方で、下の参考にございますように、実際は連結納税が適用可能であるが、選択申請していない企業もかなりある。この辺は、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、もう少しどういう背景があるのか、実態をしっかりと調べて、その実態を踏まえた上で、何が足りないのか、どのようなことが求められているのか、検討すべきだと思います。

簡素化が大きなキーワードとして今出ています。実際、企業の方がどのような面で不便を感じていらっしゃるって、連結納税を採用しないのか。その辺をもう少し実態を知りたい。

今、アベノミクスが5年半ということで、先ほど三名の副大臣から効果、成果について発言がございました。私も一定の効果が出てきていることは賛成いたします。今、日本企業が求められているのは、非常に大きなグローバル競争にさらされていること、一方で地方その他、中小企業の後継者難とか、中小企業の承継問題とか、様々な課題が山積しています。その中で、企業の戦略的な経営を進めていく上で、連結納税制度その他、使い勝手を良くして、さらに企業の稼ぐ力をいかに強化していくかということとは非常に重要だと思う。

その意味で、税制面で稼ぐ力をサポートするあり方をどうやって制度設計していくか。これはまさに税調のテーマだと思いますので、しっかり現状を把握した上で取り組んでいくべきだと思います。

以上です。

## ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、林特別委員、お願いします。

## ○林特別委員

私から質問を二つお願いしたいと思います。

13ページの経済産業省のアンケートですが、こちらに書いてあるのは意思決定のことで、右側の下の方がおそらく税務に関する意思決定ということをお話しされたと思

うのですが、意思決定をしていないことと、それらの情報が集まらないことは同じではないような気がするのです。意思決定していれば、情報は集まっているのですが、意思決定をしていないからといって情報が集まらないとか、情報が集まるのにコストがかからないとは必ずしもならないのかなと思うので、先ほど実態はどうなっているのかというお話がありましたが、実態がどうなっているのかなということには関心があります。

二つ目ですが、14ページの事務負担の現状で、ごもっともなことが書いてあるのですが、税務調査ってこのようなものだと私は思うのです。そもそもこの問題は連結納税制度を変えることによってのみしか改善されないのか。もしくは、納税の手続きを電子化したり、システム化したりすることによって手続きのコストが下がりますよね。地方税と国税の話もありますが、地方税と国税の手続きを統一化する、電子化によって簡素化すれば解決することなのか。

そこの二つ、根本的な問題なのか、技術によって解決できる問題なのかがよく分からないので、御示唆いただければと思います。

#### ○中里会長

これは吉沢主税局税制第三課長、お願いします。

#### ○吉沢主税局税制第三課長

御質問いただいた点についてですが、13ページのアンケート結果に関連しまして、意思決定することと情報が集まることとは必ずしも一致しないのではないかということですが、それはそのとおりで、必ずしも一致するということでもないとは思いますが、子会社で意思決定をしているということであれば、情報を集めなければ情報は親会社にはないということですので、傾向としては分権化しているところでは親会社には情報が集まりにくいということはあるのではないかと思います。

それから、税務調査と電子化などとの関係ですが、税務調査に伴う修正などの手間が電子化を進めていったり、今、納税環境の方でやっております国税と地方税との手続きの簡素化を進めていけば、ある程度それは改善するという事は確かだと思いますが、制度に内在するものとして様々な調整が必要であることは、制度の要因として考えていく必要があるのではないかと考えます。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

それでは、宮崎委員、お願いします。

#### ○宮崎委員

現在、コーポレートガバナンス・コードとかコンプライアンスという言葉が飛び交っている中で、このような制度は我が国のある種の企業の行動規範とか価値観を見える形で内外に示すとても重要な一つの手段だと思うのです。ですから、根本から見直

すのは大変重要な作業ではないかと思っております。

ただし、これまでは少しずつ手を入れて改築を重ねたという形の積立て方になっているようで、15年たつて二割しか進んでいないのは、やはり企業にとってのメリットが余りないのではないかと推察します。

実は、私は一部上場企業の監査役を長いこと務めておりまして、現場を見ておりますと、例えば親会社から子会社に対する権限委譲等も、単なる量的な投資の額などそのようなものだけではなくて、質的なものも非常にありますし、大変複雑です。

例えば大株主に海外企業が入っている場合など、グループを組んでいる中でも、ある種事業については競合関係にあつたり、様々な状況があると思っておりますので、その辺のところは、単に簡素というだけではなく、質的に、より我が国企業が国際競争力を持つような形で存在できる土台を提供する制度をぜひ作り出していきたいと思っております。

12ページに書いてあるような単純なイメージではないと思っておりますので、その辺のところは、先ほど来委員の方々がおっしゃっているように、よく実態を調査していただいて、理念を実現するときに、言うは易く行うは難しではなくて、実現できる形でこの理念を追求していく制度に仕上げていただきたいと思っております。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

宮永特別委員、お願いいたします。

#### ○宮永特別委員

私の方からは、先ほど神津特別委員からもお話がございましたように、修正申告とか更正の場合の手続きは少しでも緩和というか、例えば様々な考え方があると思いますが、例えば実績的にもきちんとできている、これは時間がかかり過ぎても余り実害がないときには、何らかの形で対応できるような方法など、何か軽減をもう少し考えていただければありがたいなと思っております。

企業の場合、やはり分社化をしたり、国際競争力があって、伸びている時期であればいいのですが、産業構造がどんどん変わってきたときに、様々な再編を行っていくときに、一つは、例えば再編するために買収して100%の形にする、もしくは持分だけにする場合はいいのですが、様々な形が起こった場合への対応が必要だと思います。また、特に経営形態の移行期ですが、ある会社の事業を一つ買収してしまった、そのようなとき連結納税は初めいろいろと大変で、間違いが起こったりすれば、修正する。それは全く悪意がないものなのですが、完全にステイブルになったときで、慣れてきて落ちついている状態なのにミスをするのは当然いけないことです。これは電子化したりすればミスを防ぐことができるなど簡単な対策があるのですが、そうでないときや、移行期など、いろいろなときに起こったものに関して少し御配慮していただける

ような緩和策はないかなという感じが一つしております。

もう一つ、これからいろいろと制度を変えていかれるときにお願いしたいことは、連結納税のメリットが、具体的には少し分からないのですが、移行期にどうしても少し割り切らないといけないところがあるときには、エンカレッジするためにも、特に再編、それから様々な形で競争力を高めていくために行っている分社化だとか、そのようなものを維持しやすい形で、少なくともネガティブなサイドが出ないように移行期を上手に、移行措置を考えていただければと考えます。今度、制度を変えられるときに、何か具体的なものが出たときには、ぜひお願いしたいと思います。

もう一つは、これから新しく連結納税を始めよう、連結納税に入ろうという方たちがいるときには、繰越欠損金の問題とか、特に連結納税の欠損金の部分の切捨ての問題とか、時価評価に関する問題をもう少しエンカレッジできるように考えていただければありがたいと感じております。

私ども、100%子会社というか、完全支配というところに関して、公平性の観点からもいろいろ考えるとやむを得ないとは思いますが、それ以上に、個人的な考えですが、我々は成熟してきたり、産業構造が大きく変わるときには、ある程度損益通算メリットを犠牲にしても、損益通算できなくても、60対40とか、そのような会社を作って二、三年間は、本来は損益通算したいけれども、そういうことにはせずに、将来何年か経てばプラスが出てくるだろうと割り切ることもございます。そのようなことに関しては、企業の判断ですから、経営判断で行っていくわけですが、やはりできる限り国際競争などの面から公平感のある形で、いろいろな形でもう少し柔軟に適用できるように考えていただければありがたいと思います。

以上でございます。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、岡村委員、お願いいたします。

#### ○岡村委員

先生方のおっしゃっていることにほぼ全部賛成ですが、この政府税制調査会として14年改正で連結納税制度を入れたときにより議論をしたと思いますので、今回もやはり基本的な方向について私たちはしっかりと議論していくべきではないかと感じます。

その中で重要なことは、現在の連結納税制度のもとでは、個社で修正事由が生じたときに全体に跳ね返って、さらに他の個社にまで波及してしまう。そうすると、全部変えないといけなくなる場所が制度的には非常に大変で、こちらを少し何とかできないかということがあります。

もう一つは、本日は事務局からのお話はありませんでした。税務六法を広げてどうこうと言うところではないと思うのですが、単体申告に対応する連結納税制度の並

行規定が随分置かれていまして、単体規定を直すときに連結納税制度の並行規定も、法人税法だけでなく措置法にもありますが、全部きちんと直さなければいけないということがあります、そのようなところも簡素化できたらいいのではないかと思います。

今回の改正の必要性としては、法人税制が平成14年の連結税制創設当時から大分変わって来ていることがあると思います。ひとつには、グループ法人税制ができて、それまでは連結しか認められなかった内部取引の損益の繰延べといったことがグループであれば自動的に認められることになったこと、もう一つは、今日も事務局から御示唆賜りましたが、組織再編税制が随分広がってきており、合併するのと連結するのとどのように違うのですかといった並行論のようなものを、一応議論しておく必要があるということではないかと思います。

あとは、これは様々な議論があるかもしれませんが、連結要件の問題です。連結財務諸表の要件は、実質支配、原則は50%ということで見ているかと思うのですが、もし連結納税の対象をここまで広げてしまうと、少数株主の問題など、相当にややこしい問題が出てきて、これはアメリカでも苦勞していますが、私としては今回そのようなことはやめておいた方がいいのではないかと思います。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

ただいま、連結納税制度の見直しに向けた説明がございました。そちらに対して御意見をいただいたわけですが、当調査会として我が国企業のグループ経営の実態に即した連結納税制度を・・・。

あ、まだ、ご意見がありますか。失礼いたしました。高田委員、どうぞ。

#### ○高田委員

どうもありがとうございます。

今回の連結納税制度をもう一回議論するというのは、非常に時宜にかなったものではないかと思います。考えてみますと、15年前にこの制度ができたのは、2000年代の前半となるのですが、まさに世界経済のグローバル化というのでしょうか、またサプライチェーンが非常に広がった状況の中で、資料の11ページにもありますように、連単倍率もどんどん増えてくる状況の中で、こういうものに対応した制度を行ってくるのは、この15年間を考えましても非常に意義があったことなのではないかと思います。

一方で、もう一段、日本企業の稼ぐ力、特にこの6年間のアベノミクス、それからこの6年間のグローバル化が一層、またサプライチェーン自体も新興国も含めて非常に広がってくることを考えますと、この時点でもう一回考えてくる、しかもまだ依然として600社程度の適用であることを考えますと、13ページのところにアンケートはあるわけですが、もう一度今の中での意義づけでありますとか、もしくは使い勝手の良さでありますとか、これをもう一回考えていく必要があるのではないかと。



そういう意味では、今回のこういった議論を行うに当たりまして、もう一段、企業からの直接の声でありますとか、その辺を踏まえるということも必要ではないかと思っております。特にこれから企業の稼ぐ力というのでしょうか、もしくはそれに伴う再編というものも出てくるということを考えますと、時期が良かったということがあっただけに、この時期にもう一度というのは非常に重要ではないかと思っております。

以上です。

○中里会長

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

さっき言い忘れたのですが、もう一つもしかしてボトルネックになるかもしれないのが法人住民税の問題で、法人住民税は単体法人課税になっていますので、連結をスムーズに行うということであれば、法人住民税も連結納税を認めるような形で、分割基準を適用すればいいと思うので、そのあたりも地方税との関係も目配りいただけたらと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

大幅に時間をオーバーしていますが、引き続き、一生懸命頑張りましょう。

当調査会として、今の様々な御意見を踏まえて、実態を重視しろという御意見が強かったわけですが、我が国企業のグループ経営の実態に即した連結納税制度のあり方について、おそらくまだ引続き議論を行っていく必要があるのではないかという感じでした。

連結納税の対象となる完全支配関係にある企業グループといっても、経営形態は様々ですし、現状、分権的な意思決定の実態も多く見受けられ、親法人への情報や意思決定の集約を想定していた、12年の創設当初の制度設計にそぐわない部分も出てきていると思います。私は12年改正のときに税調に参加しておりまして、本当にいろいろなことを覚えていますが、そのようなところがあります。そういった点を踏まえつつ、もう少し制度を簡素化するなどの視点から検討を行っていく必要があるのではないかと思います。

連結納税制度がより良い形に見直されることは、日本の企業グループがより一層国際競争力を発揮できるようになることにつながるのではないかと、これを期待しております。

同時に、企業の事務負担の観点から、実際の企業の税務申告の実務も考慮して検討する必要がございますし、租税回避の防止といった観点からの検討も必要になってくるわけです。

ただいま岡村委員からも御発言があったように、少数株主の問題など、大きな問題

になり議論が錯綜する可能性もあることから、現行の完全支配関係にある支配グループを前提としながら検討していくことが必要なのではないかと感じております。

このように、技術的・専門的論点が多岐にわたるテーマなので、納税環境整備の問題と同様に、総会で御議論いただく前に、議論の整理として、まず租税・経済の専門家、経済界・実務家の方々に専門家会合を開催し、外部の方の御意見も聞きながら議論の素材を前もって整理してはどうかと考えております。

この問題については、いろいろ考えたのですが、田近委員に座長をお引き受けいただいてはどうかと考えております。この連結についての専門家会合のメンバーの構成や具体的な進め方については、田近委員と私で、また神野会長代理とも相談しながら検討させていただければと考えております。

これでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

### ○中里会長

非常に専門技術的ですので、よろしく申し上げます。

それでは、専門家会合の設置につきましては、次回、改めて詳しいことを御報告させていただければと思います。

専門家会合で整理していただいた議論の素材は、年明け以降におそくなるのではないかと思います。今後の総会で皆様に御提示いただき、議論を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、専門家会合の運営等につきまして、御意見などございましたら事務局の方に遠慮なくお寄せいただければと思っています。

それでは、時間が押しておりますが、次に個人所得課税に入りたいと思っております。

財務省から説明をお願いしたいと思っておりますので、坂本主税局税制第一課長、お願いたします。

### ○坂本主税局税制第一課長

税制第一課長です。

資料は総19-3に基づきまして御説明してまいります。

4ページですが、当調査会でこの論点について取りまとめた議論の方向性ですが、金融所得に対する非課税制度と企業年金等々に関する諸制度について、以下の検討を進めるということで四つマルが書いてございます。

一つ目の柱は、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築をすること。二点目は、その際、拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方を考えるということ。

三点目は、給与と退職一時金と年金給付の間の税負担のバランスを考えていくこと。

最後に、金融所得課税の一体化を進めていく中で、勤労所得との間での負担の公平感に留意すると書いています。

今日はこうした検討の参考となるべき事項を集めてみましたので、以下、順次説明してまいります。

5 ページから、高齢者の所得等々の状況についてまとめています。

6 ページをお願いします。高齢者世帯の貯蓄の状況を見ていますが、一番右端の3,000万以上の方が一番多いということにして、次に多いのが一番左端の450万未満の貯蓄の方で、やや二極的な状況になっている。

7 ページを御覧いただきますと、年金受給世帯の所得の状況ですが、左側を御覧いただきますと平均所得が300万円ほどというところで、うち200万円が公的年金で、3分の2のシェアです。右側を御覧いただくとピンク色のところにあるように、54%の方は公的年金しか所得がない状況です。

8 ページは、所得階級別に見たものですが、年収100万円台、200万円台の方が一番多いわけですが、この方々の約6割は公的年金等以外の所得がない。オレンジ色のところですが、所得の高い方を見ると、様々な収入源があるということです。

9 ページ、このような比重のある公的年金ですが、中長期的には給付水準の調整が制度的にビルトインされているということです。

10ページ、老後の備えの現役世代の家計貯蓄はどうかということなのですが、50代の方々の貯蓄の状況を見ると、1990年代から今までおおむね1500万円台の貯蓄があることは余り変わっていないのですが、40代の方、30代の方を見ると、貯蓄の額が減っている状況がございます。

11ページ、社会保障制度改革のサイドの議論としては、公的年金の給付水準の調整を補う私的年金での対応への支援が課題ということが書かれています。

12ページからは、関連する諸制度を大掴みで見てまいります。

13ページ、一番上にNISAがございます。あるいは個人年金がございます。こういった制度は大企業の従業員の方から専業主婦の方まで、どなたでも基本的には利用可能です。下の方を御覧いただきますと、個人型のDC、iDeCoも同じような姿ですが、中には左側にしかないような制度もございまして、例えば財形、企業年金となりますと、これは事業主側の任意で実施していますので、そのような会社の従業員の方しか使えないということです。そちらをフォローしようということで、例えば小規模企業共済という自営業者の方が使えるような制度を作ったり、あるいは先ほど申し上げたiDeCoは、自営業者の方などは拠出限度額が高いので、ある種のケアをしている状況になりまして、それによって若干公平性が改善していることはあるかもしれませんが、逆に言うと制度は複雑になっているということです。

14ページには、主だった関連制度を表にまとめています。上から順にDBでございます。もらう年金給付の算定方法が予め決まっていて、事業主の方が拠出するというもの。DCは逆に拠出額が決まっていて、いくらもらえるかは運用収益結果次第という制度ですが、事業主が拠出される企業型と本人が拠出される個人型とある。その下、厚

生年金基金は、いわゆる厚生年金の代行をしながら企業で上乘せをする制度です。現在、フェードアウトの過程です。その下の適格退職年金というのは歴史的にはあるのですが、もう少し身軽な制度として生まれましたが、平成23年度末で廃止されています。このようなラインナップですが、これらの私的年金に対する税制の寄り添い方が右側に書いていますが、事業主が出された拠出金は全額損金算入できる。御本人が拠出したものは控除ができるということで、非課税が効いている。運用時も非課税で給付時は課税なのですが、公的年金等控除が効くので小さいtというマークになっている。

下の方にNISA、財形貯蓄、これは金融関係の非課税ですが、こちら、本人拠出のときには特段のケアはないですが、運用益、利子、配当、譲渡益に対して非課税がついている制度です。

15ページは、これらの制度の売れ行きを過去から見ておりますが、平成9年を御覧いただきますと、下にどんどんと載っている1,000万人オーバーの制度、これは厚生年金基金と適格退職年金ですが、これら平成29年の足元を御覧いただきますと、一番下の厚生年金基金と緑色のDB、青色の企業型DC、足し合わせてみても1,500万ほどで随分少なくなっているという印象かと思えます。その上に細く乗っている紫色がiDeCoで、足元もう少し数字が伸びていますが、このようなもので、その上に年金財形、住宅財形が乗っていますが、これは減少傾向で、どかんと乗っかっているのが平成26年スタートのNISA、このようなものが全体の状況です。

以下16ページから先では、企業年金・個人年金にフォーカスをして説明してまいります。

17ページ、左上にございますように昭和37年に適格退職年金、昭和41年に厚生年金基金が生まれまして、これら企業が昔からやっていた退職金制度をいわば年金化していく形で生まれて育ってきたということですが、その後、バブル崩壊があり、平成12年の一番右端を見ていただくと、退職給付新会計基準導入ということになりまして、それまで生じていた適格退職年金、厚生年金基金の積立て不足を母体企業のバランスシート上、債務計上せよということで、これは大変だということをつくったのがDCとDBです。

DCは先ほど御説明したような原理ですから、企業に積立て不足というリスクはない。DBは確定給付を引き続きやりたいという企業のための受け皿なのですが、厚生年金基金のような代行部分がない分だけ負担が軽いということです。

こちら平成13年、14年に作ってから随時、制度改善してきていますが、最近の動きとしては平成29年のDBのところリスク分担型と書いてありますが、これはDBなのですが、一定レンジ以上運用益が非常に悪かった、あるいは非常に良かったということと給付額が変わることなので、DBなのですが、DCとの合いの子というか、ハイブリッドのような姿になっている制度が入ったりしています。

18ページは、DBとDCの制度の比較です。DBは先ほど申し上げましたように、企業が

任意でやられていた制度を年金化してきた制度ですので、そういうDNAがあるものから、もともと非常に柔軟に対応できるという特徴がございまして、例えば50代で退職した場合も支給可能ですし、支給開始年齢到達前の中途引出しも広く認められている。他方でDCというのはやや頭で作ったような制度のところがございまして、支給開始年齢は60歳以上で、その前まで中途引出しはできないということで、これはあくまで老後の備えだという制度趣旨が隅々まで比較的徹底しているという制度的な特徴がございまして。

19ページはDBとDCの推移ですが、DBは平成23年、これは適格退職年金廃止というところまで受け皿で背負ってきたのですが、あとは横ばい。DCは一貫して増えている状況にございまして。

20ページはiDeCoですが、平成29年1月から企業年金に加入している会社員の方とか、公務員とか、その奥様といった方々が加入可能になったので大幅に増えていまして、今100万人に到達したということで、ブームになっています。

21ページは、左側の水色のグラフを見ていただくと、これは企業で退職一時金か年金かどちらかは行っていますという会社の割合なのですが、平成9年に9割ぐらいあったのが今は75%ほどまで減っています。その下の青の線が退職一時金だけ行っていますという、これは増えていて、下の二色のところは年金を行っているところなのですが、減っているということで減少傾向にある。

22ページは企業規模別に見たものですが、とりわけ中小企業におかれては、青色が年金の実施割合ですが、もともと実施割合が少なかった上に、最近激減していることが見てとれます。

23ページはDB、DCどちらも年金と称しているのですが、一時金受給が御本人の意思で可能です。どちらを選択していますかということですが、一時金を選択されている方が割合としては多いということです。一時金を選択される理由は、資金需要等々いろいろな事情があるのだと思うのですが、税について申し上げますと、年金でもらうと公的年金等控除が効いてきて、一時金でもらうと退職所得控除という課税関係になります。

それぞれ御説明しますと、24ページ、公的年金等控除、これは年金で受け取るところなのですが、黒い線が改正前で、当調査会で御議論いただきました後、平成30年度改正で青い点線に見直しをしました。いずれにせよ、金額で言うと改正後でも最低保障110万円、最大195万円という形で、この控除額を引いて、また基礎控除等々も引いて課税となりますので、それなりに高い課税最低限になっているということだと思います。

25ページは、一時金で受け取った場合は退職所得です。ではどのような課税なのということですが、分離課税になっていまして、いただいた退職金から退職所得控除額を引いて2分の1課税でございまして。差し引く退職所得控除額は勤続年数20年までは

1年当たり40万円で計算して、超えると70万円で計算しますという不連続な制度設計になっています。

26ページは、当調査会で退職所得課税についてかねてより言われてきたことをまとめています。平成12年の答申では、退職金は長期間にわたる勤務の対価の後払いであり、また、退職後の生活の原資ですという指摘の上で、一時にどかんと受給するわけですから、他の所得に比べて累進緩和の配慮が必要だということが書いています。

また、今の仕組みは勤続年数が長いほど厚く支給される退職金の支給形態というリアリティーを反映したものになっているので、そちらの実態が変わるなら、こちらの税制も要検討ということが書いてあるのですが、その関連する意見として、そうは言ってもこの課税は老後の生活設計にある意味で織り込まれていることを忘れてはいけなと書いてある。

平成19年の答申では、二つありまして、一つは20年を境に一年当たりの控除額が40万円から70万円に急増する仕組みは見直した方が良いというお話に加えて、勤続年数が短期間でも長期間でも2分の1課税だと、実はこのパーツだけとると短期働きが実は有利のような制度になっていて、全体で見直さなければいけないということが書いています。

27ページ、海外に少し目を向けています。日本のようにDB、DC、iDeCoでそれぞれ拠出額を管理するという仕組みに近い仕組みをとっているのが、右から二つ目のドイツです。一番右のフランスを御覧いただきますと、これは企業型のDCと個人型のDCの非課税拠出可能額がみんな同じ結果になるような仕組みになっている。アメリカは、個人型のDCでIRAという仕組みがございしますが、この仕組み上、個人の方が企業年金に加入していると、所得額に応じてIRAの限度額が逡減・消失する仕組みになっていますので、三制度を足し合わせたところの上限額がおおむね公平になるような配慮がなされている。

そのような考え方をもっと徹底しているのがイギリス、カナダの真ん中のところでして、企業年金、個人年金をいわば制度横断的に非課税拠出の共通枠を持っていて、その範囲内で事業主の拠出、本人の拠出合計額、その枠の中まで非課税という仕組みになっている。また、この枠につきまして使い残しがありましたら繰り越せませという制度がついている。これが拠出段階です。

給付段階を見ますと、日本は先ほど御覧いただいた公的年金等控除等で課税を軽減しているわけですが、負担軽減は諸外国を見るとないという状況です。

28ページは、今のものを就労形態別に並べ替えたようなものです。日本は私的年金、公的年金を通じて、就労形態別のトリートメントの差は結構あるというのが印象です。

29ページからはNISA、財形貯蓄といったところについて見てまいります。

30ページが沿革でして、かつて昭和38年以降は貯蓄奨励ということで、どなたでも使えるマル優という制度がありました。これが昭和63年にいわば廃止されまして、御

老人の方と障害者の方のみというマル優になりまして、また、当時は住宅とか年金ではない一般財形という目的のないものについても利子非課税があったのですが、やめましたということです。

次の31ページは、平成18年のところを御覧いただきますと、老人等マル優をさらに見直しまして、一般の御老人の方も対象外ということで、障害者の方だけのマル優になって今日に至っているという状況です。真ん中のところを見ていただきますと、平成26年に上場株式等についての軽減税率の廃止と同時に、いわゆる証券マル優でございますNISAを創設した。その2年後にはジュニアNISAを創設して、その2年後にはつみたてNISAを創設して、今日に至っている。

32ページは財形制度の概要、33ページはNISA制度の概要です。34ページ、NISAとiDeCoの比較をしています。共通項があるのは一番上なのですが、NISAとiDeCoはともに国民の安定資産の形成を支援する制度だと。とりわけ、つみたてNISAとiDeCoは各個人が運用商品を選択して、こつこつ積み上げていくという意味では類似なのですが、違いもあるというのが下でございます。iDeCoは支給開始年齢到達前の中途引出しは原則できませんということで、老後の備えを徹底しているのに対して、NISAに引出し制限はございませんので、資産としての流動性が高い仕組みになっているという違いがある。

35ページはNISAの売れ行きですが、空枠も含めたいわゆるNISAという数は一貫して増えているのですが、実際に投資がされている稼働口座で見ると、足元ちょっと頭打ちという状況になっている。年間買付額は3兆円台で横ばい。

36ページは、NISAは誰が使っているかということなのですが、左の棒グラフにございますように、金融資産を多く保有されている方ほどNISA口座の利用率が高い。真ん中の円グラフを御覧いただきますと、60歳以上の方で大体約6割という使われ方だと。ただ、つみたてNISAは様々な年代層、若い人も使っている状況です。

37ページ、金融所得課税の一体化というのが最後の四つ目の話ですが、平成26年1月に全体20%の税率で均衡化をしますとともに、上場株式等の配当と譲渡益の間だけあった損益通算の範囲を、公社債等の譲渡益と利子にまで拡大するというので一体化の進展が見られた。

38ページ、所得の階級別に所得税の負担率を見ておりますが、1億円のところから負担率が下がっていく状況にある。これは先ほどの10%から20%へという金融税率の均衡化という過程で若干改善はしているのですが、山の形状というものは引き続き残っている。

39ページは諸外国との比較を入れておりますが、日本と同様に利子、配当、譲渡益を分離課税しているドイツを御覧いただきますと、日本の20%よりやや高い26.3%、フランスは分離課税選択の場合は30%、アメリカ、イギリスは制度が段階的課税ということで比較が難しいですが、一番高いところだけ見れば日本より高いということがあるのかなということです。

駆け足ですみません、以上です。

#### ○中里会長

坂本主税局税制第一課長、ありがとうございます。

次に、本日はお忙しいところ御無理を申し上げて、企業年金制度等の専門家ですらっしゃいます慶應義塾大学の森戸英幸教授にお越しいただいております。先ほどの主税局の説明も踏まえ、森戸教授、コメントをお願いできますでしょうか。

#### ○森戸慶應義塾大学教授

森戸でございます。

簡単にお話させていただきたいと思います。レジュメはごく簡単なレジュメを用意させていただきました。そちらを御覧ください。資料は総19-5です。

「はじめに」というところですが、実は3年ほど前、2015年9月に税調で、そこにあるタイトルで少しお話をさせていただいたことがございます。レジュメや議事録等がウェブにも上がっているかと思えます。

お恥ずかしいのですが、そこからアカデミックな意味で特に進展がないものですから、非常に短時間なコメントにさせていただきました。その後、DB、DCで法改正もありましたので、少しは新しい状況もあると思うのですが、主たる部分は繰り返すところもありますが、御容赦ください。

以下、四つのポイント、四つの発想転換といいますか、視点の転換を訴えたいという設定になっております。四つの視点、四つの発想転換を訴えるということで今日お話をさせていただきます。

発想転換と言いましても、必ずそうすべきだというものばかりでもなくて、議論すべきことも含めてと御了解いただければと思います。普通このようなものは三つぐらいに揃えるのですが、四つで据わりが悪く、縁起が悪い数字ですが、持論というより議論を喚起する意味があると思いますので、御了承いただければと思います。

一つ目が、企業年金から引退後所得保障へという発想転換です。

先ほどの資料にありました、依然、公的年金に頼る人が多いわけですが、公的年金がマクロ経済スライドもあり、高齢化社会なので、今後あまり伸びないのは確かなわけです。そうすると、それ以外が大事ということで企業年金、その他の比重が増すことになるわけですが、そこで企業年金にも注目が集まったが、ここ何十年、適年廃止、厚年基金縮小、中小企業を中心に企業年金がない被用者が増えている。それが問題だということは言われております。

確かにそうでした、企業年金をやりたいのだが、やれない。ノウハウがない、あるいは導入しやすい制度がないからやれない中小企業があるわけで、その企業に対してももちろんノウハウを提供したり、一定のサポートは必要だろうと思います。現にそのような法改正も一部ですが、なされました。ただ、ここで大事なものは、公的年金と相まって被用者の老後所得保障を確保する手段は、必ずしも企業が実施する企業年金で



なければいけない必要はないということです。

真の政策目標は、中小企業が企業年金を持つこと自体ではなくて、中小企業の各労働者が老後所得確保の術を持つことであろうと思います。その手段は企業年金がもちろん良いのですが、企業年金である必然性はないだろう。例えば私的年金や自助努力へのサポートでも良いと思います。これはある意味、企業年金とは何かという定義にも関わるわけで、自分の本では、先ほど少し紹介がありましたが、年金財形なども企業年金と分類して紹介してしまして、そんなのおかしいとよく言われているのですが、老後のためのお金で企業はお金を出さないが、企業がやると言わないと労働者個人がやりたくてもやれないのです、年金財形は。だから企業のイニシアチブが必要です、その意味で企業年金だという発想に立っています。いかにも法律家の理屈っぽいのですが、でもそのような視点で考えています。

厚生労働省の企業年金国民年金基金課というのも今、企業年金個人年金課に衣替えしておりまして、そのあたりにも政策のシフトもあるのかなと思います。

よく考えれば、中小企業労働者に企業年金がなくなった、問題だと言いますが、非正規労働者や自営業だったらもともとなかったわけですので、そこのバランスは考えなければいけない。要は企業年金という枠だけで考えないで、国民の引退後所得保障をどのように図るかというより広い視点、広い発想が必要だろうと思うというのが一つ目です。

二つ目は積上げ型から穴埋め型へという視点の変更ですが、そうすると国民全体にフェアな引退後所得保障の枠組みを考えていかないといけないと思いますが、その時にも発想の転換が少し必要なのではないか。

しばしば年金制度は三階建てと言われてしまして、国民年金、厚生年金、企業年金。上に私的年金、自助努力を乗せれば四階と言うべきかもしれません。公的年金を一階とまとめる場合もあると思いますが、いずれにしても下から積み上げていくイメージで考えることが多いのです。

確かにそのようになっているのですが、ただ、これは全国民にあるのではないわけです。会社員で、しっかりとした企業年金があるという意味では、大企業の従業員であれば一階、二階は強制ですし、三階も充実している。全部あるわけですが、自営業者であったり中小企業の労働者、非正規労働者等は三階がなかったり薄かったり、何なら二階もなかったり、強制でなかったりという場合もあるわけです。そこで一部で企業年金になぜ税制優遇が必要なのか。言葉はあれですが、金持ち優遇ではないかということも言われるところがあります。先ほども少し御紹介がありましたが、もらう時も一時金だと税制上、得になることが多いので、そうすると実質いいではないかと批判もあるわけです。

ただ、そこで一応、注意といいますか、一言申し上げておきますと、ではその企業年金なんかやめてしまえとか、税制措置なんかしなくていいのではないかというのも

また乱暴でして、先ほども資料の御紹介にもありましたが、企業年金、その原形たる退職金制度は日本の雇用、人事管理において非常に重要な役割を担ってきた現実があるわけです。その役割は軽視するのはいけないだろうと思います。

企業年金は退職金であり、日本的雇用における人事管理ツールの一つであり、今でも現実はそのだろうと思います。この点を無視した政策というのは、現実離れしたものになってしまうと思います。様々な面で改革は必要だと思いますが、ただ、企業が企業年金、退職金なんて止めたと思ってしまう改革はマイナスだろうと思います。ですから、退職金を引退後所得保障の制度に誘導していくという視点や方向は必要だろうと思いますが、それを考えるときは、注意が必要だと。企業年金の退職金としての性格を完全に消し去るのはなかなか難しいし、それが良いこととも言えないのではないかとすることは考えながら、バランスよく政策を講じていかないとはいけません。

企業の現場の現実として、企業年金の退職金としての性格を完全に消し去るのは無理だと思いますので、マイナスの影響も大きいと思いますので、少なくとも当面はその性格を上手に利用していく方が得策ではないかと思います。ただ、実体が退職金である制度だけだと、カバーされない自営業者はどうなの、非正規労働者はどうなの、引退後所得保障が不十分なのではないかというのはもちろんそうですので、企業年金以外の枠組みにまで視野を広げていくべきだろうと思います。

そこで積上げから穴埋めということですが、積上げ型だと要は積み上がらない人たちに不公平ですし、その厚さも違うのに三階があるという扱いもおかしい。まず逆に考える。同じことを違う面から見ているだけですが、まず全国民等しく老後はやって来ますというところからスタートして、全国民一人一人、自分の老後には何かで備えなければいけないねと。そのために等しくみんな税制のと言っていいのでしょうか、何か等しく枠を与えようというところからスタートすべきではないか。

老後暮らしていくには例えば引退時にこのぐらい原資が必要なのではないか。それは全国民共通ですと。では、その枠を要は何でどのようにそれぞれが埋めていくのかという問題です。税制もこのイメージで考えていくのが分かりやすく、また、フェアなのではないか。例えば大企業の従業員なら公的年金ももらえるし、企業年金も充実しています。そうすると、それでまあまあ枠が埋まるので、自助努力分の四階部分はそんなになくてよいかもしれない。ただ、中小企業など企業年金等そんなにないところだと、そこがもっと広がるべきであろう。さらにもちろん自営業者であれば、公的年金が一階部分しか強制でないとするれば、残りの枠はもっと広がるのではないか。要は国民全員共通の枠を持っていて、それをどう埋めていくかの問題と捉えれば分かりやすいし、フェアなのではないか。別にただ見方を変えただけですが、積み上げて見ていくのではなくて穴埋めで見ていくべきではないかということです。

そうは言っても低所得だと税制優遇の枠をもらっても埋まらない、埋められないと

いう話がありまして、それはそうかもしれないです。そこでドイツは例えば一つの方法としてリースター年金がありますが、マッチング補助金のようなものをつけたことまでしています。突き詰めれば公的年金の保険料を上げて、公的年金を充実させるのではなくて、補助金で私的な所得保障を充実する方にお金を入れることにした。どちらが効率的かという議論もあるのですが、それも選択肢として、諸外国ではそのような例もあるということだろうと思います。

三つ目です。より具体的になってきますが、個人型DCから日本版IRA、国民退職所得勘定へということですが、法改正で先ほど御紹介がありました、個人型DC、iDeCoの適用拡大が図られました。まだ拠出限度額も低いですが、将来、先ほど申し上げた穴埋め型を担う制度にしていくべきではないかと考えます。それを国民退職所得勘定とか、いわゆる日本版IRAなどと呼んでいるわけですが、IRAはアメリカのものですから先ほど御紹介があったように、先ほどの資料で言うと、諸外国ではカナダとかイギリスのイメージに近いのかもしれない。

日本においても既に大分前から具体的な提言は臼杵さん、松浦さん、当時のニッセイ基礎研究所にいたお二人ですが、それから佐藤英明教授、慶應の私の同僚の教授などが既に具体的な案として出されていますが、要は全国民について個人別に老後のための非課税貯蓄枠を設けましょう。現役時代は一定額の上限まで非課税による積立てを認めて、運用段階も非課税で支給時に課税、EETです。企業年金がある場合は、DB、DCの企業の拠出額を上限額から控除して、残りを個人の所得から非課税拠出で埋められるイメージ。先ほどのまさに穴埋め型のイメージだと思います。

このあたりから少し退職金とのリンクを考えた方策なのですが、例えば若いうちは全部どうせ埋められないから使い残しの枠が出る可能性があります、それは翌年以降への繰越しも認めたらどうか。つまり若いころそんなに貯められなくても、稼げるようになったら昔の分も拠出できるようになる。生涯で老後に備えるイメージを描いてはどうか。

退職一時金について、これも一つの案ですが、受給段階ではなくて拠出段階として控除を適用したら、つまり退職金を受け取った時にどんと一時金で受け取って、これは転職時に受け取ることもあるわけですが、これを退職所得勘定に非課税で拠出することを認める。つまり退職所得勘定に入れれば非課税で維持できますとしてはどうかと。これは退職所得課税を見直す方向になったとしても、現行の退職金制度を維持できるし、ある意味、引退後所得保障の方に誘導していく方向でもあると思います。要するに退職所得勘定に組み入れれば税制優遇が将来も受けられる。特に転職する度にもらった退職金をその都度、組み入れていくこともできるだろうと思います。

いわゆるポータビリティの拡充にも寄与すると考えられます。直近の法改正でDCからDBに一応、資産を移せるようにポータビリティの確保が少し拡大されたが、なかなか受入れ側の規約がオーケーしていないとだめなど不完全な面があります。技術

的にもなかなか難しい面もあります。転職を受け入れた方の企業からすれば、正直ほかの会社で貯めたお金を何で預かるんだという感覚も分からないではないです。だけれども、転職時の資産移管の問題は、個人型DCの拡充でシンプルに対応可能ではないかと思います。要は転職時に資産の繰入れ、アメリカでロールオーバーIRAと言っていますが、そのようなものを認めればいいのではないかと思います。

もちろん三年前にも同じことを申し上げているのですが、実際にやるとなればいろいろクリアしないといけない問題はあるかと思っています。DBの掛金をどうやって換算するのかという話です。それから、マイナンバーでの活用、管理もしなければいけないのは当然ですが、引退年齢到達以外の場合に引出しを認めるのかなど、認める場合の要件は何なのか等々、いろいろ考えなければいけないことは技術的にはあると思います。ただ、その理念として、仕組みとして何がフェアかという出発点はクリアしているのではないか。そこが一番重要かなと思います。

また、これを突き詰めていくと結局、先ほど御紹介がありましたDBという退職金がある意味、引きずっている制度と、理念的に老後のためとしてできたDC、このDBとDCも区別なく扱うべきだ、規制を揃えるべきだと。いわゆるDB、DCイコールフットイングが前提になってきます。要するにDB、DC、拠出時、給付時の仕組みも全部揃える。両方とも引退後所得保障を担う制度なのだから、規制も同じ中身にしましょうという話です。

ただ、これについては実は2014年になりますか。もう大分前になりますが、厚生労働省の企業年金部会でそのような案も出ていたのですが、それは先送りという結論が出ています。結局、DBにとって相当な規制強化なのです。つまり先ほど私が申し上げたように退職金であり、人事管理における重要なツールなので、それに規制をかけていくと使い勝手が悪くなる。まさにDBから退職金としての性格を消し去れということになるので、かえってそれだったら退職金なんか止めてしまうか、企業年金なんか止めてしまうかとなるのもまずいということで慎重論も大分出まして、それで先送りになった面もあります。だからこの点は少しどのように考えるか難しいところですが、結局、退職金としての企業年金をどうしていくのか。退職金でなくするのかという議論は避けて通れないだろうと思います。これは税制を考える上でも同じことではないかと思っています。

退職金と企業年金、その性格が重なる点については、三年前の税調の時に私の参考資料で日本労働研究雑誌に書いた短い論文を載せてありますので、もしよろしければそちらを御覧ください。

最後四つ目です。少し視点が変わりますが上乗せからつなぎへという話ですが、そもそも企業年金、私的年金の役割って何なのかと考えると、DB法、DC法の条文には、公的年金の給付と相まって国民の老後のためにとというような文言が出てきます。相まってというのはどのような意味かといいますと、これは通常は公的年金で例えば引退

前所得の5割で、企業年金で2割、合わせて7割ぐらい所得がカバーされればいいというイメージで、いわゆる上乗せで考えてきたのではないかと思います。先ほど御紹介があった資料で社会保障国民会議か何かのだと、企業年金、私的年金は公的年金を補うという言葉が出ていましたが、補うというのはどのように補うのかという話です。

上乗せだとすると、企業年金、私的年金も究極的には、あるいは理想的には公的年金同様、終身年金でないと意味がないことになると思います。つまり、いわゆる長生きリスクです。自分がどこで死んじゃうか分からないので、思ったより大体長生きするもので、企業年金、私的年金なくなると困るという意味では、公的年金と同様、上乗せであれば終身である必要があるだろうと思います。

ところが統計上、これも先ほど御紹介がありましたが、企業年金給付の多くはそもそも実は一時金でもらわれているわけです。年金制度と言いつつ、退職金ですから一時金だけの部分もあるし、選択制で一時金と年金両方もらえる、どちらかもらえるという場合もありますが、この場合も一時金選択者がやはり多いと言われています。使ってしまうから年金でもらう人もたまにいますが、税制の影響もあるのだと思います。一時金を採る人が多いです。

さらにここからが重要なのですが、年金の場合も実は年金と言っていますが、5年や10年や20年など、有期年金がほとんどです。20年だったらまだ長いと思いますが、それでも長生きリスクへの対応は有期年金ではできないわけです。10年とか、もしかして5年とかだとそもそも年金と言っているのか。単なる分割払いではないかという気がします。それで老後所得保障を担うのはどうなのというのは、実は考えなければいけません。

そこで出てくる議論は、一つは企業年金、私的年金も終身にするように義務づけろと。それが老後所得保障の制度だと、そういう方向に誘導しろというのが一つあります。今はむしろ雑所得の年金よりも一時金の退職所得が優遇されているわけですが、例えばそうではなくて終身年金を税制上優遇するとかそういう方向も、あまり税制のことは詳しくないから口に出すのもあれですが、例えばそういうものもあるのかも知れない。老後所得保障に資する給付の仕方をするものを優遇する。それは一つの方向だと思います。

そのような案もありますが、ただ、そこに問題がないわけではありませんで、そもそもそんな終身で支給できるほど原資は貯まるのか、そんなに貯められる人はいるのかという問題もあります。終身支給にしたら月100円だったらあまり意味がないわけですし、事務コストも無駄です。それから、そもそも終身年金支給可能なのか、枠組み、受け皿があるのかという問題があります。

厚生年金基金の時代は、公的年金に相当する代行部分もまとめて支給だったので、金額が大きくなりますので、終身給付が割と可能だったのです。だから厚生年金は原則終身ということになっていました。まさに上乗せだったわけです。ただ、今、代行

部分がありませんので、資産が少ないのに企業年金や企業に終身に支給しろと求めるのは厳しいだろう。では終身年金の商品を買えばいいのではないか。生保の商品などあるだろう。あることはあるし、生保さんもいろいろ商品開発はされているようなのですが、いろいろ聞くとそんなに人気があるわけでもないし、なかなか主力商品になりづらいような話も聞いております。ここは確認をしなければいけません、もちろん生存確認しないとイケないとか、いろいろ面倒なこともあるようなのですが、なかなか終身年金を仕組むのは難しいというのはあるようです。

諸外国でもDBは終身が原則というところが多いですが、DCは一時金が多いし、イギリスなんかは終身原則だったのが、むしろ一部一時金引出しを認めようみたいな法改正もなされたりしています。つまり老後を担うのだから私的年金、企業年金も終身給付が当然というのが世界でもトレンドだということでもなさそうなのです。もっとここは研究しないとイケませんが、そういう印象もあります。

そこで出てきた別の発想が、企業年金、私的年金は上乘せではなくてつなぎで使えばいいのではないかという発想です。公的年金を例えば70歳支給にして、あるいはなくなってしまったとして、そこまで働ければもちろんいいのだけれども、では65歳で仕事は引退して、70歳までのつなぎに私的年金とかを使ったらいいのではないか。これだったら終身でなくていいだろう。一時金や有期でいいのではないか。設計しやすい。公的年金も後ろ倒しするから給付を厚くできる。この方がいいのではという主張です。

昔から実はそのような主張があったのですが、最近やはり公的年金の方がいろいろ議論が進んでいる関係もあって、年金部会でもこのような案について言及される委員が出てきたりしまして、徐々に政策課題になってきたのかなという印象がございます。もちろんこれが絶対いいという意味で今日は申し上げておりません。そもそも終身年金と排他的な選択肢である必要もないわけで、両方あってもいいのだろうと思います。

ある意味、ただ、今の一時金の給付は、つなぎ年金のように使われている現実が既にあるということかもしれません。したがって、退職所得税制見直しの議論の中でも私的年金、企業年金は確かに公的年金と相まって補うものですが、その相まう方法、補う方法は上乘せとも限らないかもしれない。つなぎでも、それもある意味、引退後所得保障として税制上、何らかの措置をすべきなのかもしれないという発想も持っていたらいいということで、四つ目の視点を設定させていただきました。

以上、駆け足で資料も雑駁なもので恐縮ですが、四つのポイントから引退後所得保障制度についてお話をさせていただきました。

私からは以上です。

## ○中里会長

森戸教授、明確な御説明本当にありがとうございました。

それでは、委員の皆様からただいまのプレゼンテーションにつきまして、御意見、御質問等あればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、神津特別委員。

#### ○神津（里）特別委員

まず、今、森戸教授から御提起いただいた内容は、非常に重要な内容だと思いました。とりわけこの20年余りで日本の社会は格差の拡大が相当進んでしまっています。そのことが経済、社会にもたらしている問題は極めて大きいと思いますので、検討すべき内容を多々いただいたと受けとめました。そのことをまず申し上げておきたいと思います。

その上で財務省から御説明いただいた内容との関係で数点、申し述べたいと思うのですが、一つは退職所得控除についてです。現状、就業形態が大変多様化しています。そして、勤続年数で差を設ける意義も薄れていると思います。本制度が就労選択に影響を及ぼすことのないよう、退職所得控除が勤続年数にかかわらず一律にすべきだと考えます。その際は、老後の生活に十分に留意した上で水準の検討を行う必要があると思います。

それから、次に財形貯蓄制度なのですが、この間の近年に至る環境条件の変化を踏まえた検討が必要ではないか申し述べておきたいと思います。変化というのは具体的に公的年金の支給開始年齢の引上げ、あるいは60歳以降も継続して働く労働者が大変増えているといったことであります。そういったことを踏まえて、現行55歳となっている対象年齢の上限引上げなど、現行550万円となっている利子非課税限度額の引上げ、そして事業主や非正規雇用労働者への幅広い層への活用の促進、こういった各所の検討が必要だと申し述べておきたいと思います。

三点目なのですが、前回の論議でも申し述べたのですが、資産課税の検討と併せて金融所得課税の強化に向けた検討を進める必要があると思います。何人かの委員の方からも御発言があったかと思いますが、引き続き論議をお願いしたいと思います。

そして、これも前回、申し上げたのですが、全般にわたっての話ですが、将来世代へのツケの先送りを続ける我が国の現状を鑑みれば、消費税、所得税、資産課税、そういった全般にわたっての負担構造のあるべき姿の確立に向けた論議は、継続すべきではないかということをお申し述べておきたいと思います。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

まず今お話があった金融所得課税の強化ですが、これは一つの方向だと思います。ただ、他方ではまだずっと積み残しの課題、宿題が損益通算の拡大でありまして、未だに預貯金の利子が入っていない。名寄せができないのだからそうなのですが、ただ、これは10年前に金融課税の小委員会でも議論していたことですので、金融所得課税の

強化を図るのであれば、併せて預貯金の利子を含めた損益通算の範囲の拡大をやらないと、なかなか投資の喚起、投資をかえって阻害することになりますので、そこは留意が要ると思いました。

それから、先ほども申し上げたのですが、今回の税調の大きなテーマは簡素化だと思うのです。その点、海外で頭良いなと思ったのは27ページで、先ほど私は金融所得課税の強化と言いましたが、他方では今、働いている勤労世代の老後に向けた資産形成に対する支援はあるべきで、そのためにも非課税貯蓄枠を広げるべきだと思うのですが、日本は縦割り行政の世界でありますので、省庁ごとに作るから様々なものが出てくるのですが、それをイギリスやカナダは横断的に、つまり制度横断的に27ページにあるとおり非課税拠出の枠を共通化させているというのは我々が学ぶべきポイントだし、ある種制度の出す側からすれば分かりやすい仕組みになりますので、簡素性もありますし、繰り返しますが、勤労世代の資産形成を喚起するものだと思います。支えるものだと思います。

先ほどから話題になっている一時金か年金かの話ですが、これは積み残しの課題と思いますが、25ページにあるとおり、退職所得の課税についてどうするか。どうするかと言われても具体的なアイデアがあるわけではありませんが、基本的には何らかの形で、例えば今日もらった、年金と同じ扱いにしろというのであれば、数年にわたって所得を平準化させて、それごとにかけていくとか、課税の平準化も併せて退職所得課税のあり方は見直す必要があるのかなと今のところ思っています。

他方、もう一つ、若い人の資産形成を考えていく上において、ここでの議論はずっとEETの話だと思うのです。つまり拠出時非課税の話。だから控除枠の話が出てくるのだと思いますが、他方ではTEEのやり方もあるわけですし、つまり引き出した時は非課税なので、仮に例えば企業が確定拠出で積み立てて、退職一時金で渡していても最初の拠出の段階で課税していれば退職金の段階、一時金の段階で課税する必要性はないのです。なので、例えばRoth IRAやカナダのTFSAなど、もちろんカナダもアメリカもEETの仕組みはあります。401kとかありますが、あわせてTEEの仕組みも作っているので、そのあたりは参考になるのかなと思いました。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、高田委員、お願いします。

#### ○高田委員

主税局からの御説明、森戸教授の御説明、本当にどうもありがとうございました。

私はミクロとマクロの視点で一つずつ申し上げたいと思います。

一つはiDeCoのところなのですが、主税局のお話もありましたように、この8月で100万人を超えるということで非常に大きな節目になったと思います。これは非常に重要



で、今後の柱になってくるということなのですが、ただ、今の掛金の分布を見ておりますと、拠出限度額に近い額を拠出している人が相当多くなっていますので、こちらについて限度額の見直しが検討課題になってくるのではないかと思います。

もう一つは、60歳代の就業者が随分増加してきていますので、資格喪失年齢を60歳から引き上げるというところは重要なのではないか。これも含めて一つの柱にということだと思います。

もう一つはマクロの視点になるのですが、ちょうど今回も森戸教授から御説明をいただいたのですが、私は非常に重要な点が多いと思っています。

一つは主税局からもございましたが、10ページのところですが、30歳代、40歳代の金融資産が低下をしている状況があります。こういう状態の中で企業の枠を超えたトータルな対応が必要になってきているのではないかと思います。

先ほど佐藤先生から話がありましたが、今回のこのような対応は簡素化ということでもあると思うのですが、私もちょうど今、金融庁の金融審議会で高齢者と金融ということで議論しているのですが、その中で大きな柱の一つはトータル、シームレス、見える化としています。これはどのような点かと申し上げますと、今、申し上げたNISAやiDeCoも含めて、それなりに日本はパーツが整ってきたのは確かです。しかしながら、複雑化してしまっていて、トータルでよく分からないという見方が随分多いのです。どのように利用していったらいいか。これを若いうちからどのように使っていこうかというところがよく分からない。

それから、今の御指摘もあったように、いろいろなこれまでの成立の経緯等もありますので、なかなかどこで拠出、限度額を使ったらいいのかも分からない。となると、これからの議論は、いかにトータルにアレンジし、場合によっては先ほどの枠のところもありましたが、共通の枠を作っていくような対応をするなど、そのようなことが必要になってくる時期なのではないかと思っております。当然、様々なところでの御苦労あるわけですが、ちょうどそろそろ見直しというのでしょうか、全体像を考えた上でこれをいかに使い勝手の良いものに、しかもそれを国民に分かりやすく理解をさせるためのリテラシーというか教育、こういったものが必要な状況になっているのではないか。私も金融庁の審議会も含めて今回の議論も併せて、この辺を非常に強く感じまして、その辺の点だけ申し上げてまとめたいと思います。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

田近委員、お願いします。

#### ○田近委員

時間も押しているようなので簡単に。

申し上げたいのは一点で、9ページを開いていただきたいのですが、今日、財務省

と森戸教授の御説明もいただいて、私が言いたいのは、国民に今、老後の所得がどうなっているかという情報をしっかり伝えるべきだということです。

9 ページですが、まず夫婦の年金と書いてありますが、これは奥さんがずっと働かないで第3号で一生いる人。そして、平均の給料をもらっている人ですが、そういうケースです。したがって、単身で老後を迎えるとこんな状態ではない。

それから、マクロ経済スライドも言葉が難しいので、年金はこれから保険料が固定される部分、給付がカットされますと。しかもそこで重要なのは、基礎年金が深掘りされてカットされるわけです。だからそのような情報をきちんと伝えて、有体に言えば、公的年金で老後の所得を支えることはもう困難ですということで、本来ならばドイツでもスウェーデンのように個人積立て年金を制度化すべきだったのですが、まず言いたいのは事実がそうだと。

したがって、そういう状態で国民に何を求めるか。私も大学の財政学で学生に教えるときに、君たちが就職したらあくる日に総務課に行ってiDeCoを買えと。そうでないと老後は支えられないということでiDeCoの商品を説明したりしているのですが、そういう認識を国民に持ってもらう。もはや公的年金で老後を生活することは困難だと。そういう意味で森戸教授がおっしゃるような日本的なJapan Individual Retirement Account的なものが必要かなと。

これは本来的にEETであるべきです。つまり拠出時非課税で、積立て非課税で、最後の実りに対してはきちんと税金をかけるべきです。

もう一つ、今日お話に出てこなかったのは、在職老齢年金、支給繰下げのところは重要かなと。支給繰下げでこの頃よく議論されているのは、仮に65歳から支給を繰り下げるときに、在職老齢年金で年金がカットされます。そうすると普通の人65歳を70歳に支給開始年齢を繰り下げると、42%は給付が上がる。いいなと。だから私も70歳まで繰り下げて42%余計にもらえるかと思うと、その間に在職老齢年金で年金がカットされる。仮に公的年金が全部カットされた人は上積み額がゼロになる。つまり65歳から年金をもらっていないのだからゼロになってしまうということで、今日のお話につけ加えるべきだと思ったのは、在職老齢年金の制度と支給繰下げの話はつけていくべきだということで、国民に公的年金でこれから老後を迎えるのは困難だとしっかり伝える。それから、そのためには若いときから準備してください。我々は高齢者になってしまいましたが、在職老齢年金と支給繰下げのところは、思わぬ罫があるということはお伝えしておきたいと思います。

#### ○中里会長

審議会のジュリスディクションのことまでありがとうございます。

田中特別委員、お願いします。

#### ○田中特別委員

いろいろとありがとうございました。

私は中小企業のことをもう少し知りたいと思うのです。中小企業は厚生年金基金だとか加算を積み立てていたのが急になくなってしまったので、その行き先があまりないのです。宙に浮いている。それから、実際に退職金についても退職金共済を使っているところも多いと思います。

その辺の実態を踏まえると、今日のお話の中になかなか中小企業としてはメニューが多くないと感じているので、少なくとも今ある保険制度がどのように全体として価値があるのか、良いのかどうかということは、お話の中に加えていただきたいと思います。

それから、今おっしゃっていたとおり中小の経営者はずっと働いているのです。そのために厚生年金の一部は掛け捨てになります。こういったことも含めて、中小企業にも焦点を当てていただけるとありがたいと思います。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

土居委員、どうぞ。

#### ○土居委員

森戸教授、論点提起どうもありがとうございました。それから、事務局の御説明もありがとうございました。特にお触れになられませんでしたでしたが、総19-4の参考資料、主要国の年金制度、年金税制の一覧を網羅的に調べていただいて、大変有用なこれからの議論に資する資料だと思いますので、ありがとうございました。

私からは、NISAとiDeCoに関して申し上げたいと思います。

先ほど高田委員もおっしゃったように、全体像を見せることが非常に大事だと。あいにくNISAは金融庁でiDeCoは厚生労働省と縦割りになっているため、これらを一括して扱えるのはこの政府税調しかないということだと思いますので、積極的に網羅的にここで議論の俎上に載せてやるべきだと思います。

先ほど事務局からの説明もありましたように、iDeCoはEETでNISAはTEEなのですが、どちらかであれば良いということではなくて、どちらも制度としては必要だと思います。特に控除の適用される状況、それから、課税のタイミングによって人々の好みは違いますから、家計がそれぞれどのような好みで老後に備えた資産形成をするかは、国が強制すべきものではないのでTEEで資産形成をするのが良いという方にはそれがいいし、TEEで資産形成をするのが良いという方は、それはそれとして仕組みを我が国として用意しておくことは大事だし、今のところ少なくとも二つの制度はあるということだと思います。

ただ、御承知のようにNISAは租税特別措置で設けられているもので、まだ恒久的な仕組みではないということですから、TEEの仕組みで国民の安定資産の形成を支援するという意味では、恒久化が必要だと思います。

ただ、資料19-3の36ページにありますように、一般NISAの年代別買付額割合が高齢者に偏っている。さらにひどいと思うのは、30%の人が70代以上になってしまっているのです。果たして非課税にして安定資産の形成を支援しなければならないのか。若い世代の人たちがこれから老後に備えてであれば、当然ETTとEETというのが二つあって、どちらかをお選びくださいということでもいいと思うのですが、70代、80代になると、もはや自分で稼いでいるよりかは年金給付をもらっている方で、さらに一般NISAに預けられる方でこういう形に、一般NISAを買える方でそういう形になっているということですから、年齢制限とか何らかの税制優遇を与える対象者を絞り込む必要はあると思います。そういう意味では、NISAはある意味での恒久化というのは必要なのだと思いますが、対象者については厳選をする必要はあると思います。

以上です。

#### ○中里会長

大田委員、どうぞ。

#### ○大田委員

森戸教授のお話はそのとおりだと思います。公的年金を補完する国民共通の貯蓄制度をつくる必要性がいよいよ高まってきたと思います。働き方の多様化に加えて、来年、公的年金の財政検証がありますが、補完する制度の重要性はいよいよ顕在化してくるのではないかと思います。

その際の重要なポイントは二つで、一つは公平性。現役時代の職業や所得の差を少なくとも税制が拡大させることがあってはいけないと思います。二番目は、インセンティブの仕組みをしっかりと作っていくということ。以上を考えますと、森戸教授の案でもあるし、海外の例で言うとイギリスやカナダになるのでしょうか。こういう共通の枠を作っていくことが望ましいのではないかと考えます。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、岡村委員、お願いします。

#### ○岡村委員

本日は森戸教授、それから、事務局の資料、本当にありがとうございました。大変勉強になりました。

少しピント外れのようなことかもしれませんが、やはり所得に対する課税というものを考えて、その上でどのような対応をするかを考えていくことが重要だと思います。そうすると、所得は発生した時に、その所得を創出した人に対して課税をすることが原則ですから、そうするとこれはT、Tになるだろうし、最後のところも原資の部分は除くけれども、増加益があればTになるだろう。つまりTTTが所得課税の基本だろうということです。そこから今回はEETとか、あるいはTEEとかそのような形を考えてい

るので、所得税を少し変形させていくこととなります。このようなある程度の方針の変更について、決心は必要だろうと思います。

あと、退職所得控除の問題が少し出ていましたが、所得課税の原則論からいくと、長期的に生じた所得をまとめて後払いするに対して累進税を課する場合には、何らかの平準化、緩和措置が必要であることとなります。これは佐藤教授や他の委員の方々がおっしゃったとおりであります。そのこのところで20年を境に控除額が大きくなることがあります。ここだけを見ると、長期間同じ職場で働くようなインセンティブが働くことは確かです。しかし、2分の1課税だけを見れば、逆に短期間で職場を変えてしまった方が有利になります。そのようなことから、退職所得については、丁寧な議論をぜひしていただきたいと思います。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

森戸教授に企業年金を中心とした制度のオーバービューの御説明を頂戴いたしました。随分、目の前が開けたというか、大変勉強になりました。もしお仕事等、次がございましたら、御無理なさらないでよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

さらに、何かコメントがありますか。

#### ○森戸慶應義塾大学教授

一点だけ、中小企業の状況というお話があって、確かにそこはいろいろ問題になっているところですが、私が申し上げたのは、中小企業へのサポートも大事だけれども、どうしても中小企業に無理やり制度を持たせるのも限界があるから、中小企業に勤めている個人が老後に備えていくのはどうしたらいいのという視点も考えた方がいいのではないかとということで、現にそういう法改正の動きも少しあることも申し上げたつもりではありました。一点だけ補足です。

以上です。ありがとうございます。

#### ○中里会長

こちらこそ、本当にどうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。改めて整理いたしますと、老後に備える資産形成に関して、我が国では企業年金、個人型確定拠出年金（iDeCo）等の年金税制、財形貯蓄、NISA等の金融税制が段階的に整備されてきましたが、働き方の多様化が進む一方で、働き方の違いによって税制支援が異なるなどの課題が指摘されてまいりました。

他方の諸外国では、各制度をまたがった限度額管理を行うなど、働き方の違いによらず、誰もが同じように老後の生活に向けた資産形成を行うことができる仕組みが見られるわけです。

こうした諸外国の制度も参考にしながら、これはなかなか難しい問題ですので、来

年以降も引き続き、老後に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方について議論を行ってまいりたいと思います。

その際は、年金給付と退職一時金の間や、金融所得と勤労所得の間の租税負担のバランスなどについても考えてまいりたいと考えております。

人生100年時代に向けて、全世代型の社会保障制度の構築が進められていく中、税制におきましても資産形成努力への公平な支援のあり方を考えることが重要でして、これらについて鋭意検討を進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様どうかよろしくお願いいたします。

もっとも各制度にはそれぞれ制度趣旨やこれまでの検討の積み重ねがあるほか、企業年金など私的年金制度のあり方とも密接に関連していることにも留意しなければいけないということで、なかなか問題は複雑でございます。さらに専門的、技術的な事項を含め論点が多岐にわたることから、専門家による議論を整理して進めることが適当だと思いますので、来年こちらについても専門家会合を開催することを考えたいという感じを持っておりますので、こうした今後の進め方については私の方で神野会長代理と相談しながらまず検討し、改めて皆様に御相談させていただくことにしたいと思いますが、この点いかがでございましょうか。

(首肯する委員あり)

## ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、専門家会合の開催を含め、今後の進め方については年明け以降になるかと思いますが、改めて総会の場で皆様に御相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

さらにまとめがあるのですが、本日は法人課税及び個人所得課税について現状の説明を受けて、また、個人所得課税に関しては森戸教授から有識者としてのコメントもいただいた上で、委員の皆様から有益な御意見を頂戴いたしました。いずれも非常に息の長い検討課題でして、先ほど申しましたとおり、年明け以降も専門家会合などの場において議論を進めていくことが必要だと思います。

さらにまた前回議論いたしました資産課税の課題も、これも時間をかけて検討を行うことが必要だと感じております。

こうしたことを勘案すると、テーマにとにかく少し中期的な話が入るものですから、一昨年や昨年のように中間報告でこの秋に一定の考え方をまとめるといったことはせず、年明け以降の総会や専門家会合における議論も踏まえつつ、引続き精力的に議論させていただくのがよいのではないかと考えております。

最終的にどのような形で取りまとめるのか等、具体的な進め方は委員の皆様と御相談させていただきながらになりますが、このような方向でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

## ○中里会長

ありがとうございます。

神野会長代理、何かございますか。

## ○神野会長代理

毎々のことですが、委員の皆様方には熱心に、かつ、生産的に御議論を頂戴して深く感謝を申し上げる次第です。

ただいま中里会長から、今後の調査会の運営のあり方について御方針が示されたわけですが、私もこうした方針に従って進めていくことが適切ではないかと思っておりますので、委員の皆様方にも御協力をお願いする次第です。

中里会長がおっしゃいましたように、所得課税における老後あるいは高齢期の課題、それから、相続税、贈与税の課題、連結納税の課題、こうした課題については議を尽くしていく課題ですので、今のところ私どもはこの検討に着手したところという状況だと思っております。そこであえてこの秋の段階で議論をまとめる、それについては機も熟しておりませんし、必要もないのではないかと考えます。

さらに、私どもの税制調査会のミッションを考えると、こうした課題について中長期的な観点から検討することがミッションですので、中里会長がお話になられたように年明け以降、専門家会合や総会の場でしっかり議論を重ねていくことが大切ではないかと考えています。

そうしますと、具体的な進め方等々については年明け以降、御相談することになるかと存じますが、年明けの議論を生産的に運営していく上でも、少々準備的なことは取りかかってもよいのではないかと思っておりますので、例えばですが、次回の総会で自由討議の時間を設けて、この秋に私どもがやってまいりました課題についての議論を振り返って省察しながらも、来年の議論に繋げていくような検討ができればと思っておりますので、会長のも御一考いただければと思っております。

以上です。

## ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、そうした方向で進めさせていただこうと思っております。

次回の第20回総会は、国際課税及び納税実務を議題とする予定ですが、先ほど神野会長代理からの御提案もありましたので、これまでの議論を振り返る自由討議の時間も設ける方向で検討したいと思っております。ぜひ御準備をお願いいたします。

なお、国際課税については前回、第18回総会を踏まえ、利子控除制限制度と移転価格税制について議論を行うことを考えております。また、納税実務については冒頭でお話した専門家会合について、議論の状況を御報告いただこうと思っております。次回の総会について、日時等はまた改めて事務局から御案内いたします。

それでは、この辺りで本日の議事は終了したいと思っております。会議の内容につきまして

ては、この後、記者会見で御紹介したいと思います。

本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。